

# 吉見町立小学校統合再編計画

令和5年2月

吉 見 町

吉見町教育委員会



## 目 次

はじめに	1
1 学校の現状	2
(1) 児童・生徒数の推移	2
(2) 規模別学校数	2
(3) 学校施設の概要	3
2 児童数の将来予測	4
(1) 小学校別児童数	4
(2) 学年別児童数	5
3 学校規模配置適正化の基本的な考え方	5
(1) 学校規模（学年の学級数）についての考え方	5
(2) 学級規模についての考え方	5
(3) 新しい学校づくりについての考え方	6
4 小学校統合再編の基本的な考え方	7
(1) 統合再編対象校	7
(2) 統合再編の基本事項	7
5 小学校統合再編によりめざす効果	7
(1) クラス替え可能・複式学級の解消	7
(2) 社会性・協調性等の向上	7
(3) 教職員組織の強化	7
(4) 地域との連携強化	8
6 小学校統合再編の具体的方針	8
(1) 統合再編の方法	8
(2) 学校の位置	8
(3) 学校施設	8
7 小学校統合再編全体計画	8
(1) 計画の期間等	8
(2) 小学校統合再編準備組織の設置	9
(3) 専門部会の設置	9

8	魅力ある学校づくりと小中連携の更なる強化	10
	(1) 中一ギャップの解消	10
	(2) 社会性、自己肯定感の向上	10
	(3) 学習指導、生徒指導の工夫・改善	10
9	小学校統合再編において児童・保護者・教職員に関する配慮すべき事項	11
	(1) 新しい学校生活に対する不安への対応	11
	(2) 新たな通学路の安全確保・遠距離通学児童へのスクールバスの運用	11
	(3) 開校準備に係る教職員への負担	11
	(4) 学童保育所の整備・運営	11
10	その他	11
	(1) 小学校跡地の効果的な利活用方法	11

#### 資料編

■ 吉見町立学校あり方研究協議会調査研究報告書

■ 吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について（答申）

はじめに

全国的に少子化が進展している中、吉見町においても、人口減少とともに、児童生徒数も減少が続いています。

吉見町すべての小学校は、クラス替えができない1学年1学級となっており、一部では複式学級に該当する児童数となっている状況です。今後さらに学校の小規模化が進んだ場合、学校における教育活動や学校運営などの様々な面に影響を及ぼすことが懸念されます。また、学校施設に目を向けると、建築後55年以上が経過している校舎もあり、老朽化への対応に課題が生じている学校があります。

そのような中、吉見町教育委員会では、令和元年7月に「吉見町立学校あり方研究協議会」を設置し、児童生徒数が減少している吉見町の現状と将来展望を踏まえ、将来を担う子どもたちが、より良い教育環境の中で教育を受けられることを主眼に置き、小中学校の適正規模及び適正配置について、多角的かつ客観的な視点から慎重に議論を重ね、調査研究報告をまとめていただきました。この報告を受け、令和3年7月に「吉見町立学校適正規模等検討委員会」を設置し、学校の適正規模及び適正配置等について諮問をし、令和4年2月に答申をいただいたところです。

この吉見町立小学校統合再編計画は、検討委員会からの答申を尊重し、子どもたちの社会性の育成及び互いに切磋琢磨できる場として一定規模を確保するとともに、義務教育9年間を通して小中学校の連携を図ることのできる環境を考慮しながら、吉見町の将来を担う子どもたちのより良い教育環境の構築に向けた具体策を示すため、策定するものです。

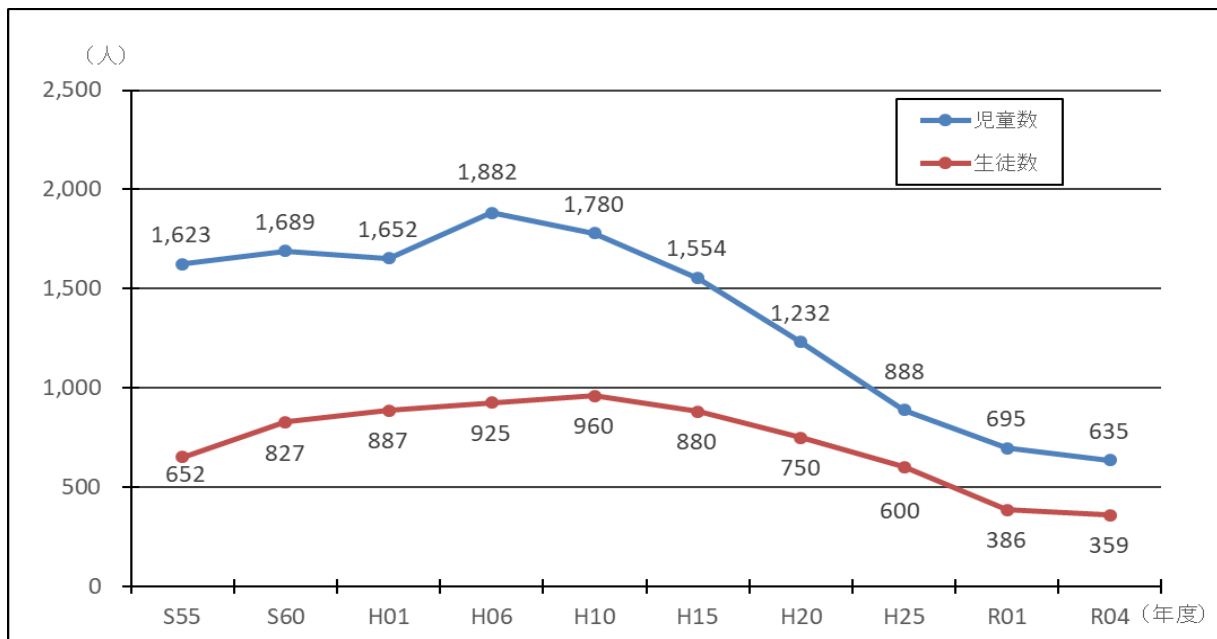
小学校統合再編計画策定に至るまで

令和元年	7月	吉見町立学校あり方研究協議会設置
令和2年	1月	吉見町立学校あり方研究協議会学校視察 ※東第二小学校、西小学校
令和2年	7月	吉見町の学校教育に関する保護者アンケート調査の実施 ※保護者数(世帯数):1,127人 回収数:914件 回収率:81.1%
令和3年	3月	「吉見町立学校あり方研究協議会調査研究報告書」提出 (吉見町立学校あり方研究協議会 全7回)
令和3年	7月	吉見町立学校適正規模等検討委員会設置 「吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について」諮問
令和3年	8月	吉見町立学校適正規模等検討委員会先進地視察 ※滑川町立月の輪小学校(滑川町)
令和3年	9月	吉見町立学校適正規模等検討委員会学校視察 ※東第一小学校、東第二小学校
令和3年12月		「吉見町立学校あり方研究協議会調査研究報告書」保護者説明会
令和4年	2月	「吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について」答申 (吉見町立学校適正規模等検討委員会 全8回)

# 1 学校の現状

## (1) 児童・生徒数の推移

本町の児童数は、全国的な少子化の傾向と同様に、直近30年では、平成6年度の1,882人をピークに年々減少しており、令和4年度には635人で、児童数の減少は今後も続くものと見込まれます。



資料：学校基本調査（各年度5月1日基準）

## (2) 規模別学校数

国の基準では、1～5学級を過小規模校、6～11学級を小規模校、12～18学級を適正規模校、19～30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校と規定していますが、本町の小学校では令和4年度現在ですべてが小規模校以下となっています。

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	大規模		過大規模
				統合の場合の適正規模		
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
小学校	東第二小	東第一小 南小 西小 北小 西が丘小				
中学校		吉見中				

資料：文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料（昭和59年）

### (3) 学校施設の概要

学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっては災害発生時の避難所となり、防災拠点としても重要な役割を担うなど、その安全性の確保は極めて重要となっています。

校舎はいずれの学校も増改築を行いながら現在の規模になったものです。最も古い校舎は建築から55年以上が経過しており、多くの校舎が昭和40年代から50年代に建築され、老朽化が認められています。これまで耐震補強工事をはじめ、必要に応じて修繕等を行ってきましたが、どの学校でも抜本的な大規模改修が必要な状況になっています。

また、体育館及びプールは、全て平成時代に建築されていますが、特にプールについては、体育館に比べ老朽化が目立ち、今後、校舎同様に大規模改修が必要な状況となっています。

### 小中学校の建築年数と改修等の状況

施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	耐震化	構造	改修年度	改修内容
東第一小学校	校舎 (S45年度増築分)	S45 (1970)	1,816.80	実施済	鉄筋コンクリート 3階	H2 H11 H27	大規模改修 耐震補強 普通教室内装木質化
	校舎 (S56年度増築分)	S56 (1981)	1,530.75	不要	鉄筋コンクリート4階 (新耐震基準)	H27 R2	普通教室内装木質化 屋根改修
	体育館	H15 (2003)	1,150.00	不要	鉄骨 鉄板葺		
	プール付属屋	H7 (1995)	105.60	不要	鉄筋コンクリート		
東第二小学校	校舎	S57 (1982)	2,028.00	不要	鉄筋コンクリート 4階	H23 H27	外壁等改修 普通教室内装木質化
	体育館	H24 (2012)	686.20	不要	鉄骨 鉄板葺		
	プール付属屋	H7 (1995)	105.60	不要	鉄筋コンクリート		
南小学校	校舎 (S41年度建築分)	S40 (1965)	2,160.00	実施済	鉄筋コンクリート 3階	S63 H10 H19 H27	大規模改修 耐震補強 屋上改修 普通教室内装木質化
	校舎 (S54年度建築分)	S54 (1979)	1,390.00	実施済	鉄筋コンクリート 4階	H10	耐震補強
	体育館	H18 (2006)	951.21	不要	鉄骨 垂鉛ガルバニウム葺		
	プール付属屋	H8 (1996)	117.50	不要	鉄筋コンクリート		
西小学校	校舎 (S53年度建築分)	S53 (1978)	1,380.00	実施済	鉄筋コンクリート 3階	H12 H24	耐震補強 屋上改修
	校舎 (S61年度建築分)	S61 (1986)	3,020.00	不要	鉄筋コンクリート 3階	H27	普通教室内装木質化
	体育館	H23 (2011)	883.00	不要	鉄骨		
	プール付属屋	H8 (1996)	108.35	不要	鉄筋コンクリート		

施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	耐震化	構造	改修年度	改修内容
北小学校	校舎 (S42 年度建築分)	S41 (1966)	2,160.00	実施済	鉄筋コンクリート 3階	H1 H10 H27	大規模改修 耐震補強 普通教室内装木質化
	校舎 (S54 年度建築分)	S54 (1979)	570.00	耐震診断 結果不要	鉄筋コンクリート 3階		
	体育館	H20 (2008)	943.52	不要	鉄筋コンクリート		
	プール付属屋	H8 (1996)	111.79	不要	鉄筋コンクリート		
西が丘小学校	校舎	H6 (1994)	3,845.52	不要	鉄筋コンクリート 一部鉄骨	H27	普通教室内装木質化
	体育館	H6 (1994)	1,264.19	不要	鉄筋コンクリート		
	プール付属屋	H6 (1994)	97.00	不要	鉄筋コンクリート		
吉見中学校	校舎 (管理教室棟 S59 年度建築分)	S58 (1983)	3,494.00	不要	鉄筋コンクリート 4階	H26	大規模改修
	校舎 (特別教室棟)	S59 (1984)	2,577.00	不要	鉄筋コンクリート 4階	H26 R2	大規模改修 空調設備新設
	校舎 (管理教室棟 S49、 50 年度建築分)	S49 (1974)	977.00	実施済	鉄筋コンクリート 3階	H12	耐震補強
	プレハブ校舎 (渡り廊下 6.88 ㎡ 含む)	H4 (1992)	803.51	不要	軽量鉄骨2階		
	体育館	H3 (1991)	1,598.00	不要	鉄骨 鉄板葺		
	プール付属屋	H8 (1996)	131.94	不要	鉄骨 鉄板葺		
	体育部室	S59 (1984)	111.00	不要	鉄骨		

資料：吉見町公共施設等総合管理計画（令和3年3月改定）

## 2 児童数の将来予測

### (1) 小学校別児童数

(単位：人)

学校名	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
東第一小	170	154	157	146	136	132	129
東第二小	36	36	34	30	32	28	26
南 小	137	141	131	127	123	116	102
西 小	127	127	113	111	117	112	104
北 小	97	87	84	74	68	55	59
西が丘小	68	75	70	68	70	67	66
計	635	620	589	556	546	510	486

#### ※推計の方法

児童の将来推計については、令和5年度以降の就学見込みを、調査基準日（令和4年5月1日）に住居登録のある0歳から5歳までの人口を行政区ごとに算出し、それを基に集計しています。

なお、児童数の推移については、令和4年度の人数がそのまま進級することを前提としています。



(2) 学年別児童数

(単位：人)

学年	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
1年	98	96	87	75	86	68	74
2年	104	98	96	87	75	86	68
3年	96	104	98	96	87	75	86
4年	108	96	104	98	96	87	75
5年	118	108	96	104	98	96	87
6年	111	118	108	96	104	98	96
計	635	620	589	556	546	510	486

※推計の方法

児童の将来推計については、令和5年度以降の就学見込みを、調査基準日（令和4年5月1日）に住民登録のある0歳から5歳までの人口を行政区ごとに算出し、それを基に集計しています。

なお、児童数の推移については、令和4年度の人数がそのまま進級することを前提としています。

### 3 学校規模配置適正化の基本的な考え方

(1) 学校規模（学年の学級数）についての考え方

子どもたちは、たくさんの仲間との触れ合いを通して、互いの良さを認め合い、励まし合い、そして、切磋琢磨することによって、健やかに成長します。さらに、多くの教職員が協力し、互いに磨き合うことにより、指導力の向上が期待されることから、子どもたちの成長のためには、一定程度以上の学校規模が必要であると考え、本町における学校の適正規模を次のとおりとします。

(望ましい学校規模)

- 1 小学校においては、クラス替えが可能な各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。（複式学級の解消を図る）
- 2 中学校においては、クラス替えが可能で、すべての教科の教員が配置できる9学級以上が望ましい。

(2) 学級規模についての考え方

子どもたちが落ち着いた学校生活を送り、教員の目が一人ひとりの子どもたちに行き届くためには学級規模が大きすぎないことが必要です。このことから、本町における学級の適正規模を次のとおりとします。

(望ましい学級規模)

1 1学級の人数は、町の実態を考慮し、より良い教育環境を構築する視点から、国の基準に照らし合わせ編制することが望ましい。

ただし、小学校で1学級の児童数が30人を超える場合については、少人数学級のメリットを活かした学校運営に配慮することが望ましい。

## <参考>

### 【学級編制に関する国・県の基準】

#### 1学級あたりの児童・生徒数の上限（令和4年度現在）

		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2・3
国の基準	R4	35人			40人			40人	40人
	R5	35人			40人				
	R6	35人				40人			
	R7	35人							
埼玉県の基準		35人			40人			38人	40人
		小学生						中学生	
複式学級 (引き続く2の学年で編制)		16人 (1年生を含む場合8人)						8人	
特別支援学級		8人						8人	

※埼玉県では特例を認めている。(埼玉县市町村立小・中学校学級編制基準)

### (3) 新しい学校づくりについての考え方

学校の規模を適正化するだけでなく、今まで以上に、子どもたちが健やかに成長できる学校づくりを進めていく必要があります。

そのため、小学校、中学校の更なる連携強化に取り組んでいきます。小・中学校の教職員が、義務教育9年間の教育活動を深く理解し、さまざまな形態による交流活動、行事等を実施することで、子どもたちの成長に、より良い影響を与えることができます。

また、子どもたちや学校が抱える課題の解決には、学校と家庭、地域社会の連携・協働がこれまで以上に必要となります。そのための一つのツールとして「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）(\*1)」の導入を推進します。

\*1：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

## 4 小学校統合再編の基本的な考え方

令和4年2月に、吉見町立学校適正規模等検討委員会から答申された「吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について」にある小学校統合再編のあり方が最も適切と判断し、次に掲げる事項を基本的考え方とします。

### (1) 統合再編対象校

町内全小学校

(東第一小学校、東第二小学校、南小学校、西小学校、北小学校、西が丘小学校)

### (2) 統合再編の基本事項

ア 小学校の統合再編については、対象校をいずれも閉校し、「統合小学校」を新設、開校します。また、それぞれの学校の特徴や歴史を尊重し、これを継承した新しい学校づくりを保護者、地域、学校関係者の協力と理解を得ながら進めます。

イ 統合小学校の学校施設については、吉見中学校との位置関係を考慮しながら町中央部に新たに建設するとともに、できるだけ早期の開校を目標とします。

ウ 学校施設の整備については、安全・安心で持続可能な施設環境を確保し、新しい時代の学びを実現する教育環境の充実を図ります。

## 5 小学校統合再編によりめざす効果

この小学校統合再編によって、具体的に次のような効果をめざします。

### (1) クラス替え可能・複式学級の解消

学年あたりの児童数が増加し、一部の学校にある複式学級が解消され、全学年でクラス替えが可能となります。

### (2) 社会性・協調性等の向上

児童数が増えることで、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通して、社会性や協調性、たくましさが育みやすくなります。

### (3) 教職員組織の強化

児童数・学級数の増加により、教員数の増加が見込まれ、経験、教科、専門性など、バランスのとれた教員配置が可能となります。

(4) 地域との連携強化

統合小学校開校に合わせ、コミュニティ・スクールを実施することにより、より地域と連携した教育活動の展開が期待されます。

## 6 小学校統合再編の具体的方針

(1) 統合再編の方法

小学校6校を1校に統合再編します。

(2) 学校の位置

統合小学校の位置は、吉見中学校敷地内とします。

(3) 学校施設

校舎、体育館等の学校施設を新たに建設します。

## 7 小学校統合再編全体計画

(1) 計画の期間等

全体計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

統合小学校の施設整備には、中学校敷地内での配置、既存施設の整備等に加え、統合小学校建設のための準備期間を要します。また、並行して現行の小学校の老朽化を考慮する必要があります。

それぞれの学校の現状を踏まえ、より良い教育環境の整備を迅速に進めます。

### ■整備計画

学校名	整備予定年度	整備予定地	児童数 (推計)	学級数 (見込)
(仮称) 東第一小・ 東第二小・南小・西小・ 北小・西が丘小 統合小学校	令和5年度～ 令和9年度	吉見中学校 敷地内	486人 (令和10年度)	17学級 + 特別支援 学級

※児童数は、開校予定年度の推計

※学級数は1学年35人で算出

■小学校統合再編年次スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
統合小学校 (6校から 1校へ)	●————→					開 校 予 定
基本構想 基本計画	●-----→					
基本設計		●-----→				
実施設計			●-----→			
施設整備				●-----→		
その他	●-----→ (仮称) 小学校統合再編準備委員会、専門部会による検討					

(2) 小学校統合再編準備組織の設置

小学校統合再編は、それぞれの学校の特徴や歴史を尊重して、これを継承した新しい学校となることが望まれます。その中で、新たな学校名や教育活動、PTA組織等、細部にわたって検討して決めなければならない課題が多くあります。このため、各学校の保護者や地域住民、学校関係者、有識者等から広く意見を取り入れ、必要事項を検討、決定し、円滑な統合再編の推進を図るため、(仮称) 小学校統合再編準備委員会を設置します。

(3) 専門部会の設置

(仮称) 小学校統合再編準備委員会に次の専門部会を設置し、詳細な検討を行います。

■専門部会 (案)

部会名	主な作業内容
総務部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校歌、校章に関すること。</li> <li>○体操着等の選定に関すること。</li> <li>○歴史、伝統の保存に関すること。</li> <li>○通学体制に関すること。</li> <li>○通学路に関すること。</li> <li>○スクールバスの運用に関すること。 等</li> </ul>

学校運営部会	○教育課程等教育内容に関すること。 ○学校行事に関すること。 ○委員会、クラブ活動等に関すること。 等
保護者部会	○PTAの組織運営に関すること。 ○PTA規約に関すること。 等

## 8 魅力ある学校づくりと小中連携の更なる強化

小学校6校には、地域で育まれた、さまざまな教育の実績があります。それらの成果を含め、統合小学校では、より地域と密接した教育活動を展開していきます。そのために、コミュニティ・スクールを導入・推進し、学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちの学びを支援していきます。その中で吉見町を「知り・調べ・体験する」学習も充実させていきます。

また、小学校と中学校が学習指導や生徒指導において、義務教育9年間を見通した教育活動を展開します。さらに、児童生徒の学校生活に対する不安を軽減し、児童生徒一人ひとりが、自ら描いた夢の実現を果たすために小中連携の更なる強化を図ります。

そして、地域の実情に即した小中一貫教育への円滑な移行に向けて、研究を進めます。

なお、小中連携の更なる強化により期待される効果は、次のようなことが考えられます。

### (1) 中一ギャップの解消

小学校と中学校の教員が相互に乗り入れ授業を行うことや、小学校から段階的な教科担任制の導入を推進することなどによって、中学校へ進学する際の段差を緩やかなものとし、円滑な接続を図ることで「中一ギャップ(\*2)」の解消につながることを期待されます。

### (2) 社会性、自己肯定感の向上

幅広い異年齢集団によるさまざまな活動を通して、コミュニケーション能力や規範意識等の社会性が育ち、集団の中で自分自身を肯定的に捉える自己肯定感が高まることが期待されます。

### (3) 学習指導、生徒指導の工夫・改善

小学校と中学校の教員の相互協力関係が構築され、それぞれの良さを取り入れることにより、児童生徒に対する学習指導、生徒指導において、より良い変化が生まれることが期待されます。

\*2：中一ギャップとは、小学校から中学校への進学において授業形態の違い、生活指導方法の違い、上級生や教職員との人間関係の違いなどから学校生活に適応しにくくなる現象です。

## 9 小学校統合再編において児童・保護者・教職員に関する配慮すべき事項

### (1) 新しい学校生活に対する不安への対応

小学校統合再編前に、学校間による交流会、合同行事、合同授業等を計画的に実施し、新たな学校生活に円滑に移行できるよう取り組みます。また、教育相談体制を充実し、統合前後の児童の不安を和らげていきます。あわせて、保護者対象の相談体制の充実を図り、さらに、統合再編に関しての適切な情報発信に努めます。

### (2) 新たな通学路の安全確保・遠距離通学児童へのスクールバスの運用

(仮称) 小学校統合再編準備委員会等において、多くの意見を聴き、新たな通学路、スクールバスの運行方法について、検討していきます。新たな通学路が決まり次第、危険箇所の点検及び必要な箇所の整備等を行っていきます。あわせて、安全で適切なスクールバスの運用について、詳細を決定していきます。

### (3) 開校準備に係る教職員への負担

統合小学校の教育課程・学校組織の編成、備品類の整理・移動等教職員への負担増加が予想されます。(仮称) 小学校統合再編準備委員会、専門部会を効果的に機能させ、計画的、組織的に取り組むことで、開校準備に係る教職員への負担軽減を図ります。

### (4) 学童保育所の整備・運営

現在、2か所で学童保育所が運営されています。小学校が統合再編していくことに伴い、学童保育所の適切な整備・運営については、主担当課と連携して検討していきます。

## 10 その他

### (1) 小学校跡地の効果的な利活用方法

小学校は、教育施設としてだけでなく、地域の中で、防災施設等、多くの役割を果たしています。そのため、学校跡地の利活用については、町全体の課題として、早期に検討する必要があります。





# 資料編



吉見町立学校あり方研究協議会  
調査研究報告書

令和3年3月

吉見町立学校あり方研究協議会

## 目次

はじめに	2
第1節 吉見町立小中学校の現状	3
1 児童生徒数の推移・推計等	3
(1) 児童生徒数の推移	3
(2) 学校別の児童生徒数及び学級数の推移	4
(3) 児童生徒数の将来推計	5
(4) 児童生徒の通学の実態	6
2 学校施設	8
(1) 施設概要	8
第2節 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方	10
1 学校の適正化に向けた基本的な考え	10
(1) 学校の役割	10
(2) 国の動向等	10
(3) 国等の学校規模等の標準・学級編制に対する考え	11
(4) 小規模校の課題等	13
第3節 保護者アンケート調査結果	15
1 吉見町の学校教育に関する保護者アンケート調査結果	15
第4節 学校の適正規模への提言	37
1 今後の検討の視点と提言について	37
おわりに	39
吉見町立学校あり方研究協議会会議経過	40
吉見町立学校あり方研究協議会設置要綱	42
吉見町立学校あり方研究協議会委員名簿	43

はじめに

子どもたちを取り巻く社会環境は、高度情報化、国際化、少子高齢化とめまぐるしく状況が変化し、教育環境にも大きな影響を与えています。特に少子化は、児童生徒数の減少に拍車を掛けており、他の市町村と同様に吉見町（以下「本町」という。）においても今後、学校の小規模化が更に進むものと予測されています。

全国的に児童生徒数の減少による学校の小規模化が進む中、平成27年1月に学校規模のあり方に関する国の方針が示され、本町においても、小中学校の適正規模や適正配置についての検討は、避けては通れない現状に直面しています。

このような中、今後を見据えた学校教育のあり方、特に小学校の方向性を検討する時期にあることから、令和元年度に吉見町立学校あり方研究協議会（以下「本協議会」という。）を設置し、幅広い見地から調査、研究を行い、協議を重ねてきました。

本報告書では、本町の児童生徒数の推移を踏まえ、町立小中学校の将来を展望した学校のあり方について提言としてまとめています。将来の本町を担う子どもたちが質の高い教育が受けられるような学校づくりに向けて、行政、学校関係者、保護者及び地域が一体となって取り組まれる際の参考に資することができれば幸いです。

令和3年3月

吉見町立学校あり方研究協議会

# 第1節 吉見町立小中学校の現状

## 1 児童生徒数の推移・推計等

### (1) 児童生徒数の推移

本町における児童生徒数は、昭和36年度の3,627人をピークに減り続け、昭和51年度には統計開始以来、初めて2,000人を下回る1,999人を記録しています。

昭和50年代に入ると西部丘陵地域の宅地造成が活発に行われ、また、東部土地区画整理事業(東野一丁目～東野六丁目)が実施され児童生徒数も増加に転じ、平成8年度には、直近30年間のピークである2,841人に達しています。しかしながら、人口減少及び少子高齢化の進展に伴い、平成20年度には再び2,000人を割り込み、その後も減少が続き、現在に至っています。

### ○小中学校の児童生徒数の推移

	平成7年 (1995) 25年前	平成12年 (2000) 20年前	平成17年 (2005) 15年前	平成22年 (2010) 10年前	平成27年 (2015) 5年前	令和2年 (2020) 現在
人口(人)	21,371	22,246	22,217	21,079	19,631	18,798
児童数 (6小学校) 対1995年比	1,840 —	1,702 △7.5%	1,434 △22.1%	1,091 △40.7%	831 △54.8%	663 △64.0%
生徒数 (吉見中学校) 対1995年比	969 —	935 △3.5%	830 △14.3%	681 △29.7%	494 △49.0%	379 △60.9%
児童生徒数計 対1995年比	2,809 —	2,637 △6.1%	2,264 △19.4%	1,772 △36.9%	1,325 △52.8%	1,042 △62.9%

※平成7年度から平成27年度までの人口は、国勢調査人口(各年10月1日現在)に基づく実績値です。また、令和2年度の人口は、住民基本台帳(5月1日現在)に基づく実績値です。

※児童数及び生徒数は、学校基本調査(各年5月1日現在)に基づく実績値です。

## (2) 学校別の児童生徒数及び学級数の推移

ここ10年の小学校別の児童数は、全ての学校において減少しており、なかでも西小学校及び西が丘小学校では減少率が5割を超えています。令和2年度においては、全ての小学校でクラス替えのない単学級となっています。

東第二小学校では、平成27年度から町内初となる複式学級が始まり、令和2年度においても第3学年及び第4学年で複式学級が編制されています。しかしながら、平成27年度以降、埼玉県費による加配教員や町費負担の教員が配置されていますので、実質的には複式学級の解消が図られており、各学年とも単一クラスによる授業が展開されています。

吉見中学校においては、生徒数がここ10年で302人減少していますが、現在まで標準的な学校規模（12学級～18学級）を維持しています。

※加配教員：法律に基づいて算定される公立学校の教員定数に上乗せされ配置される教員

### ○小学校の児童数の推移（過去10年間）

学校名	平成22年度 A (2010)	平成27年度 (2015)	令和2年度 B (2020)	増減 B-A 児童数 (学級数)
	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	
東第一小	252 (10)	227 (9)	178 (6)	△ 74 (△ 4)
東第二小	74 (6)	58 (5)	43 (5)	△ 31 (△ 1)
南 小	182 (6)	150 (6)	124 (6)	△ 58 (± 0)
西 小	308 (12)	178 (6)	151 (6)	△157 (△ 6)
北 小	133 (6)	121 (6)	105 (6)	△ 28 (± 0)
西が丘小	142 (6)	97 (6)	62 (6)	△ 80 (± 0)
合 計	1,091 (46)	831 (38)	663 (35)	△428 (△11)

※学級数は、特別支援学級を除いた普通学級の数です。

### ○吉見中学校の生徒数の推移（過去10年間）

学校名	平成22年度 A (2010)	平成27年度 (2015)	令和2年度 B (2020)	増減 B-A 生徒数 (学級数)
	生徒数 (学級数)	生徒数 (学級数)	生徒数 (学級数)	
吉見中学校	681 (19)	494 (14)	379 (12)	△302 (△ 7)

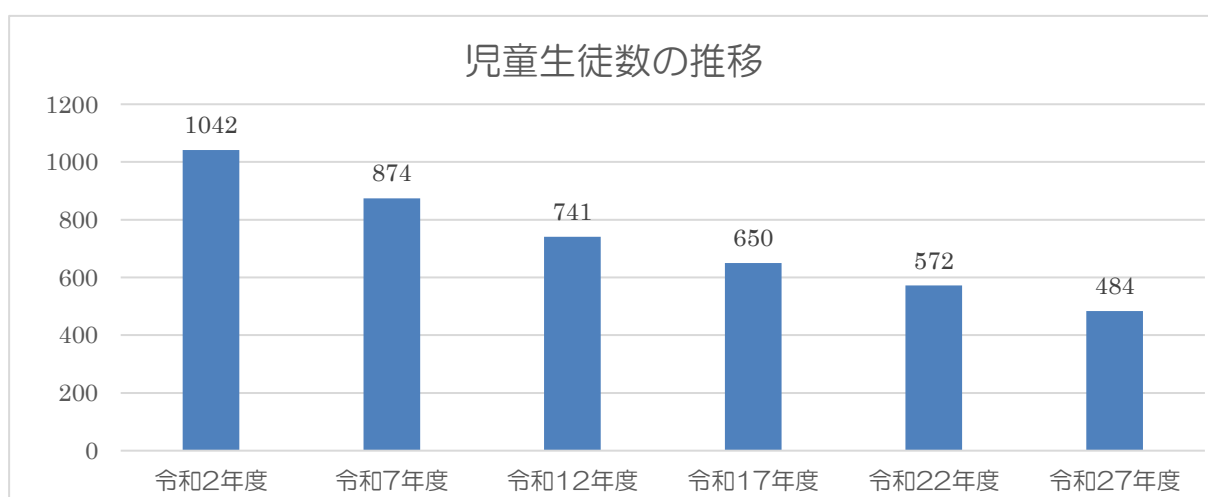
※学級数は、特別支援学級を除いた普通学級の数です。

### (3) 児童生徒数の将来推計

#### ○小中学校の児童生徒数の推移

	令和 2 (2020) 現在	令和 7 (2025) 5 年後	令和 12 (2030) 10 年後	令和 17 (2035) 15 年後	令和 22 (2040) 20 年後	令和 27 (2045) 25 年後
人口 (人)	18,798	17,438	16,110	14,715	13,247	11,767
0~14 歳人口 (年少人口) 人口比	1,586 8.4%	1,187 6.8%	1,008 6.3%	884 6.0%	778 5.9%	660 5.6%
児童数 (6 小学校) 対 2020 年比	663 -	544 △17.9%	456 △31.2%	400 △39.7%	352 △46.9%	298 △55.1%
生徒数 (吉見中学校) 対 2020 年比	379 -	330 △12.9%	285 △24.8%	250 △34.0%	220 △42.0%	186 △50.9%
児童生徒数計 対 2020 年比	1,042 -	874 △16.1%	741 △28.9%	650 △37.6%	572 △45.1%	484 △53.6%

※令和 2 年度の数值は、住民基本台帳（5 月 1 日現在）及び学校基本調査（5 月 1 日現在）に基づく実績値です。令和 7 年度から令和 27 年度までの人口、年少人口及び児童生徒数（令和 7 年度を除く。）は、吉見町人口ビジョン（平成 27 年 10 月発行）に基づく推計値です。なお、令和 7 年度の児童生徒数は、住民基本台帳（令和 2 月 4 月 3 日現在）に基づく推計値です。





#### (4) 児童生徒の通学の実態

現在、通学距離に関する国の標準は、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内とされています（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条）。

本町においては、吉見中学校の一部を除き、町立の各小中学校ともその通学距離は国の標準内におさまるような学区から構成され、小学生は徒歩通学、中学生は自転車通学が基本となっています。小学校では児童の登校にあたり、交通や防犯など安全上の配慮から各地区で通学班を編成し、定められた通学路を利用して通学しています。令和2年度における本町の小学生及び中学生の登下校時の最長通学距離は、小学生は自宅から学校まで約3.1キロメートル、中学生は自宅から学校まで約8.0キロメートルとなっています。

#### 【国の基準】

○通学距離	小学校でおおむね4km以内 中学校でおおむね6km以内
-------	--------------------------------

《参考》

法令上の定義

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令】

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。



## 2 学校施設

### (1) 施設概要

吉見町立各小中学校の施設の概要は、資料に示すとおりとなっています。校舎はいずれの学校も増改築を行いながら現在の規模になったものです。最も古い校舎は建築から55年が経過しており、多くの校舎が昭和40年代から50年代に建築され、老朽化が認められています。これまで耐震補強工事をはじめ、必要に応じて修繕工事等を行ってきましたが、どの学校でも抜本的な大規模改修が必要な状況になっています。

また、体育館及びプールについては全て平成時代に建築されていますが、プールについては体育館に比べ老朽化が目立ち、今後、校舎同様に大規模改修が必要な状況です。

### 小中学校の建築年数と改修等の状況

施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	耐震化	構造	改修年度	改修内容
東第一小学校	校舎	S45 (1970)	1,816.80	実施済	鉄筋コンクリート 3階	H2 H11 H27	大規模改修 耐震補強 普通教室内装木質化
	校舎	S56 (1981)	1,530.75	不要	鉄筋コンクリート 4F(新耐震基準)	H27	普通教室内装木質化
	体育館	H15 (2003)	1,150.00	不要	鉄骨 鉄板葺		
	プール付属屋	H7 (1995)	105.60	不要	鉄筋コンクリート		
東第二小学校	校舎	S57 (1982)	2,028.00	不要	鉄筋コンクリート 4階	H23 H27	外壁等改修 普通教室内装木質化
	体育館	H24 (2012)	686.20	不要	鉄骨 鉄板葺		
	プール付属屋	H7 (1995)	105.60	不要	鉄筋コンクリート		
西小学校	校舎	S53 (1978)	1,380.00	実施済	鉄筋コンクリート 3階	H12 H24	耐震補強 屋上改修
	校舎	S61 (1986)	3,020.00	不要	鉄筋コンクリート 3階	H27	普通教室内装木質化
	体育館	H23 (2011)	883.00	不要	鉄骨		
	プール付属屋	H8 (1996)	108.35	不要	鉄筋コンクリート		
西が丘小学校	校舎	H6 (1994)	3,845.52	不要	鉄筋コンクリート 一部鉄骨	H27	普通教室内装木質化
	体育館	H6 (1994)	1,264.19	不要	鉄筋コンクリート		
	プール付属屋	H6 (1994)	97.00	不要	鉄筋コンクリート		
南小学校	校舎	S40 (1965)	2,160.00	実施済	鉄筋コンクリート 3階	S63 H10 H19 H27	大規模改修 耐震補強 屋上改修 普通教室内装木質化
	校舎	S54 (1979)	1,390.00	実施済	鉄筋コンクリート 4階	H10	耐震補強
	体育館	H18 (2006)	951.21	不要	鉄骨 亜鉛ガルバニウム葺		
	プール付属屋	H8 (1996)	117.50	不要	鉄筋コンクリート		
北小学校	校舎	S41 (1966)	2,160.00	実施済	鉄筋コンクリート 3階	H1 H10 H27	大規模改修 耐震補強 普通教室内装木質化
	校舎	S54 (1979)	570.00	耐震診断 結果不要	鉄筋コンクリート 3階		
	体育館	H20 (2008)	943.52	不要	鉄筋コンクリート		
	プール付属屋	H8 (1996)	111.79	不要	鉄筋コンクリート		

施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	耐震化	構造	改修年度	改修内容
吉見中学校	校舎(管理教室棟)	S58 (1983)	3,494.00	不要	鉄筋コンクリート 4階	H26	大規模改修
	校舎(特別教室棟)	S59 (1984)	2,577.00	不要	鉄筋コンクリート 4階	H26	大規模改修
	校舎	S49 (1974)	977.00	実施済	鉄筋コンクリート 3階	H12	耐震補強
	フレハブ校舎(渡り廊 下 6.88 ㎡含む)	H4 (1992)	803.51	不要	軽量鉄骨2階		
	体育館	H3 (1991)	1,598.00	不要	鉄骨 鉄板葺		
	プール付属屋	H8 (1996)	131.94	不要	鉄骨 鉄板葺		
	体育部室	S59 (1984)	111.00	不要	鉄骨		
給食センター	給食センター	H11 (1999)	1,495.30	不要	鉄骨2階 金属板葺		
	給食センター車庫	H11 (1999)	63.00	不要	鉄骨 金属板葺		

## 第2節 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

### 1 学校の適正化に向けた基本的な考え

#### (1) 学校の役割

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、児童生徒に知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことを通じて思考力、判断力、表現力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる役割も担っています。（平成27年1月文部科学省策定「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より抜粋）

また、本町が実施した「吉見町の学校教育に関する保護者アンケート調査」の結果からは、「学校の教育環境で大事なものは」の問いに対して、「教師の指導力」と「安全・安心な生活ができる学級の環境」が、多くの回答を得ている状況となっています。

#### (2) 国の動向等

国の第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）においては、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度や基礎・基本的な知識・技能の習得などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視するとされています。

また、令和2年度から小学校で全面実施された新学習指導要領においては、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成するために、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善が求められています。そうした教育を行うため子どもたちの学習・生活の場である学校では、一定の児童生徒数が確保されていることや、教職員については経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた体制が構築できることが望ましいことから、一定の学校規模を確保することが重要とされています。また、未来を担う子どもたちに、より良い教育条件・教育環境を整備することは、教育委員会の基本的な責務であることを念頭に置き、課題の解決に向けて小規模化が進む学校の対応に取り組むものとしています。

### (3) 国等の学校規模等の標準・学級編制に対する考え

学校規模の標準は、集団の中で切磋琢磨しながら学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいという考えに立って、法令により定められています。具体的には、学校規模の標準は学級数により設定されており、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準規模とされています。

なお、近年、少子化が進んでいることにより、全国的には約半数の小中学校が標準規模を下回っており、本町においても全ての小中学校で標準規模を下回っている状況にあります。

#### 【学校の適正規模に関する国の基準】

- 小学校標準学級数 12学級～18学級（1学年 2学級～3学級）
- 中学校標準学級数 12学級～18学級（1学年 4学級～6学級）

《参考》 学校規模・学級編制についての法令上の定義

【学校教育法施行規則】

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の  
実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第四十二条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前  
条の学級数に算入しないものとする。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条  
までの規定は、**中学校に準用する**。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるの  
は「二学級」と、（中略）読み替えるものとする。

#### 【学級編制に関する国・県の基準】

1学級あたりの児童・生徒数の上限（令和2年度現在）

	小学1年生	小学2年生	小学3～6年生	中学1年生	中学2・3年生
国の基準	35人	40人	40人	40人	40人
埼玉県の基準	35人	35人	40人	38人	40人
	小学生			中学生	
複式学級 （引き続く2の学年で編制）	16人 （1年生を含む場合8人）			8人	
特別支援学級	8人			8人	



## 【学級編制の考え方】

### ○学級編制の標準

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するものです。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、複数学年の児童生徒を1学級に編制することができます。学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したものです。したがって、学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数（1未満の端数切上げ）が当該学年の学級数になります。

（例：40人学級の場合） 35人の学年 → 1学級〔35人〕

65人の学年 → 2学級〔32人、33人〕

## 【個別の学校の実情に応じた学級編制の弾力的運用】

学級編制は、通常、年度始めの都道府県が定める基準日における児童生徒数に基づいて行われますが、個別の学校ごとの実情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数等の範囲内で学級編制の弾力的な運用が可能となっています。

### 《参考》

#### ○小学校設置基準（文部科学省令）

##### （一学級の児童数）

第四条 一学級の人数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。

ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

##### （学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、複数学年の児童を一学級に編制することができる。

#### (4) 小規模校の課題等

小規模校については、その下回る程度に応じて生じる課題が異なりますが、一般的に「子どもたちの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個別の指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい」、「子どもたち相互や教職員と児童の人間関係が深まりやすい」、「子どもたちが意見や感想を発表できる機会や、様々な活動においてリーダーを務める機会が多くなる」などの長所がある一方、「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があるとされています。

これらの課題については、学習面、生活面、学校運営の全般にわたって、1学級あたりの児童数が少なくなるほど、影響が色濃く出てくると考えられています。

文部科学省の手引では、全国的な実態調査を踏まえた小規模校の課題などについて、次のとおりまとめられています。

#### 【小規模校におけるメリット・デメリット】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>①一人一人の学習状況や学習内容の理解度を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい。</li> <li>②意見や感想を発表できる機会が多くなる。</li> <li>③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。</li> <li>④複式学級においては、教師が複数の学年を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。</li> <li>⑤運動場や体育館、特別教室などが余裕を持って使える。</li> <li>⑥異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。</li> <li>⑦地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。</li> <li>⑧保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。</li> <li>②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。</li> <li>③運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が得にくい。</li> <li>④男女比の偏りが生じやすい。</li> <li>⑤上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなり、学習習慣や生活習慣での模範となる児童が固定化される。</li> <li>⑥児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。</li> <li>⑦協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。</li> <li>⑧教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちになる。</li> <li>⑨児童生徒の指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。</li> </ul>

さらに、児童数の減少に伴い、異なる学年の児童が同じ教室で学習する複式学級校にあっては、一般的に加配教員が未配置の場合、1人の教員が同一教室内でそれぞれの学



年の児童に異なる学習内容を指導する授業であるため、一方の学年が指導を受けている（直接指導）間は、もう一方の学年は、自分たちで自主的に学習を進める（間接指導）ことを、交互に繰り返すことになります。

したがって、同学年から構成される単式学級と比べ、直接指導の時間が半分程度に制約されることが最も大きな課題として挙げられます。

本町では令和2年度、東第二小学校の2つの学年（3年生6人・4年生6人）で複式学級が出現しているが、県による加配教員の配置により、授業面では複式学級が解消されています。その他の小学校においても児童数の減少に歯止めがかからず、全ての小学校でクラス替えができない1学年1学級となっています。

## 第3節 保護者アンケート調査結果

---

### 1 吉見町の学校教育に関する保護者アンケート調査結果

吉見町教育委員会では、今後の本町の望ましい学校教育のあり方について調査研究を進めるうえでの基礎資料とするために、町立小中学校、よしみ幼稚園及びよしみけやき保育所の保護者を対象に「吉見町の学校教育に関する保護者アンケート調査」を実施しました。アンケート結果では、1学年あたりの学級数は「2～3学級」が望ましいとする回答が最も多く79%となっています。また、1学級あたりの人数は「21～30人」が望ましいとする回答が最も多く53%、次いで、「11～20人」が望ましいとする回答が37%となっています。

この結果は、保護者が、クラス替えができる規模の学年となることで、新たな人間関係を築き、そこから多様な価値観や競争心を身に付けることができることや、人との関わり合いによる子どもたちの育ちの面、また、多様な意見によるクラスの活性化や児童への教育指導における教員相互の情報連携の面から、最も望ましいと考えていると思われます。

同時に、1学級あたりの人数が30人以下を望んでいることから、現在の「目が届きやすく、きめ細かな指導」などの、小規模校のメリットについても引き続き望んでいると推測されます。

1. 調査実施時期 令和2年7月
2. 調査対象 町立小中学校の保護者  
よしみけやき保育所の保護者  
よしみ幼稚園の保護者
3. 調査実施方法 インターネット及び調査票による回答（町立小中学校）  
幼稚園、保育所を通して調査票の配付、回収（保育所、幼稚園）  
無記名での回答
4. 回収率 81.1%  
保護者数（世帯数） 1,127人  
回収数 914件

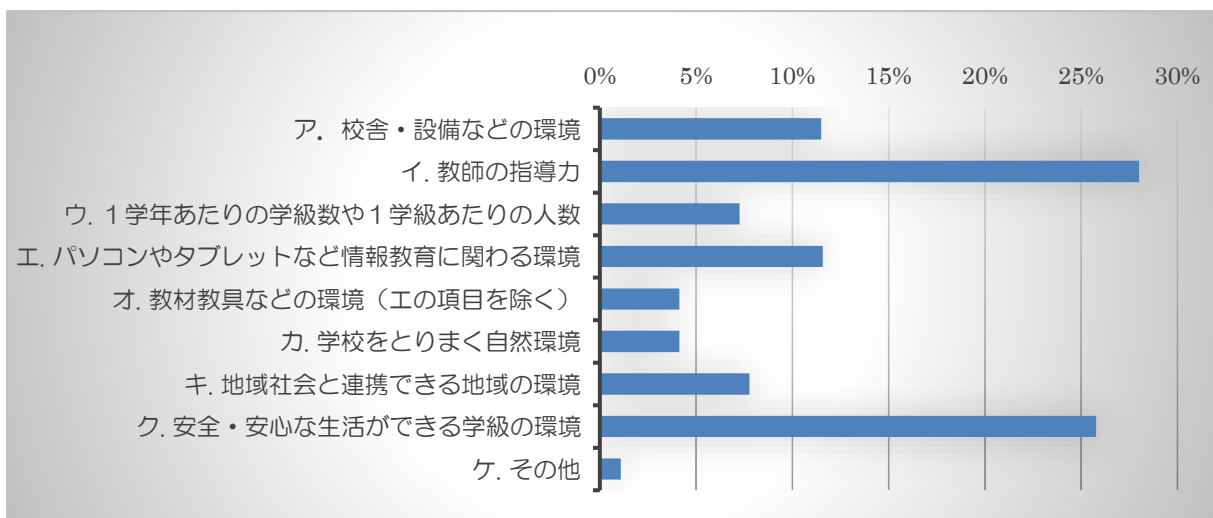
番号	学校等名称	保護者数 (世帯数)	回収数	回収率
1	東第一小学校	140	112	80.0%
2	東第二小学校	32	31	96.9%
3	南小学校	100	84	84.0%
4	西小学校	117	98	83.8%
5	北小学校	79	66	83.5%
6	西が丘小学校	48	43	89.6%
7	吉見中学校	345	280	81.2%
8	よしみ幼稚園	86	79	91.9%
9	よしみけやき保育所	180	121	67.2%
合計		1,127	914	81.1%

## 集計結果（小学校・中学校・保育所・幼稚園）

- 1 お子さんにとって、学校の教育環境で大事なものはどのようなものとお考えですか。  
特に大事と思われるものを3つまで選んでください。

### 【全体合計】

選択内容	人数	割合
ア. 校舎・設備などの環境	307	12%
イ. 教師の指導力	744	28%
ウ. 1学年あたりの学級数や1学級あたりの人数	193	7%
エ. パソコンやタブレットなど情報教育に関わる環境	308	12%
オ. 教材教具などの環境（エの項目を除く）	77	3%
カ. 学校をとりまく自然環境	110	4%
キ. 地域社会と連携できる地域の環境	207	8%
ク. 安全・安心な生活ができる学級の環境	686	26%
ケ. その他	29	1%



【東第一小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 校舎・設備などの環境	36	11%
イ. 教師の指導力	93	29%
ウ. 1学年あたりの学級数や1学級あたりの人数	34	11%
エ. パソコンやタブレットなど情報教育に関わる環境	38	12%
オ. 教材教具などの環境（エの項目を除く）	5	2%
カ. 学校をとりまく自然環境	13	4%
キ. 地域社会と連携できる地域の環境	16	5%
ク. 安全・安心な生活ができる学級の環境	81	25%
ケ. その他	3	1%

【東第二小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 校舎・設備などの環境	10	11%
イ. 教師の指導力	30	33%
ウ. 1学年あたりの学級数や1学級あたりの人数	13	14%
エ. パソコンやタブレットなど情報教育に関わる環境	7	8%
オ. 教材教具などの環境（エの項目を除く）	1	1%
カ. 学校をとりまく自然環境	0	0%
キ. 地域社会と連携できる地域の環境	9	10%
ク. 安全・安心な生活ができる学級の環境	20	22%
ケ. その他	0	0%

【南小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 校舎・設備などの環境	38	15%
イ. 教師の指導力	67	27%
ウ. 1学年あたりの学級数や1学級あたりの人数	16	7%
エ. パソコンやタブレットなど情報教育に関わる環境	26	11%
オ. 教材教具などの環境（エの項目を除く）	6	2%
カ. 学校をとりまく自然環境	13	5%
キ. 地域社会と連携できる地域の環境	19	8%
ク. 安全・安心な生活ができる学級の環境	60	24%
ケ. その他	1	0%

【西小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 校舎・設備などの環境	25	9%
イ. 教師の指導力	76	27%
ウ. 1学年あたりの学級数や1学級あたりの人数	22	8%
エ. パソコンやタブレットなど情報教育に関わる環境	37	13%
オ. 教材教具などの環境（エの項目を除く）	7	3%
カ. 学校をとりまく自然環境	12	4%
キ. 地域社会と連携できる地域の環境	21	8%
ク. 安全・安心な生活ができる学級の環境	68	25%
ケ. その他	9	3%

【北小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 校舎・設備などの環境	23	12%
イ. 教師の指導力	50	26%
ウ. 1学年あたりの学級数や1学級あたりの人数	13	7%
エ. パソコンやタブレットなど情報教育に関わる環境	21	11%
オ. 教材教具などの環境（エの項目を除く）	12	6%
カ. 学校をとりまく自然環境	6	3%
キ. 地域社会と連携できる地域の環境	18	9%
ク. 安全・安心な生活ができる学級の環境	47	25%
ケ. その他	1	1%

【西が丘小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 校舎・設備などの環境	12	9%
イ. 教師の指導力	30	23%
ウ. 1学年あたりの学級数や1学級あたりの人数	9	7%
エ. パソコンやタブレットなど情報教育に関わる環境	15	11%
オ. 教材教具などの環境（エの項目を除く）	4	3%
カ. 学校をとりまく自然環境	8	6%
キ. 地域社会と連携できる地域の環境	20	15%
ク. 安全・安心な生活ができる学級の環境	35	26%
ケ. その他	0	0%

【吉見中学校】

選択内容	人数	割合
ア. 校舎・設備などの環境	93	11%
イ. 教師の指導力	244	29%
ウ. 1学年あたりの学級数や1学級あたりの人数	44	5%
エ. パソコンやタブレットなど情報教育に関わる環境	112	14%
オ. 教材教具などの環境（エの項目を除く）	24	3%
カ. 学校をとりまく自然環境	31	4%
キ. 地域社会と連携できる地域の環境	51	6%
ク. 安全・安心な生活ができる学級の環境	220	27%
ケ. その他	9	1%

【よしみ幼稚園】

選択内容	人数	割合
ア. 校舎・設備などの環境	25	11%
イ. 教師の指導力	64	28%
ウ. 1学年あたりの学級数や1学級あたりの人数	15	7%
エ. パソコンやタブレットなど情報教育に関わる環境	23	10%
オ. 教材教具などの環境（エの項目を除く）	8	3%
カ. 学校をとりまく自然環境	12	5%
キ. 地域社会と連携できる地域の環境	21	9%
ク. 安全・安心な生活ができる学級の環境	60	26%
ケ. その他	1	0%

【よしみけやき保育所】

選択内容	人数	割合
ア. 校舎・設備などの環境	45	13%
イ. 教師の指導力	90	26%
ウ. 1学年あたりの学級数や1学級あたりの人数	27	8%
エ. パソコンやタブレットなど情報教育に関わる環境	29	8%
オ. 教材教具などの環境（エの項目を除く）	10	3%
カ. 学校をとりまく自然環境	15	4%
キ. 地域社会と連携できる地域の環境	32	9%
ク. 安全・安心な生活ができる学級の環境	95	27%
ケ. その他	5	1%

## 2 小学校の学級人数について

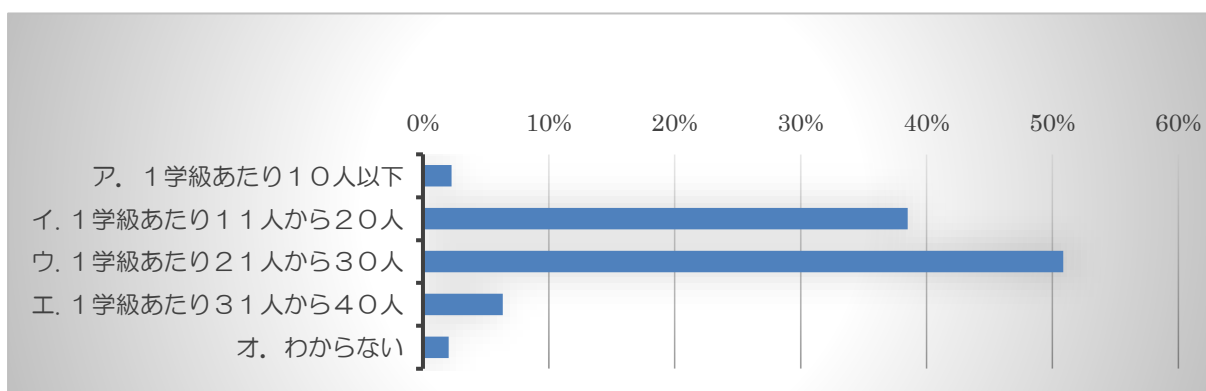
(1) 小学校の児童数は、法令※で1学級40人（1年生は35人）を標準としていますが、吉見町の子どもたちのより良い教育のためには、小学校の1学級あたりの人数は、どのくらいが望ましいと思いますか。

次のア～オの中から1つ選び、○で囲んでください。

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律  
小学校設置基準（文部科学省令）

### 【全体合計】

選択内容	人数	割合
ア. 1学級あたり10人以下	20	2%
イ. 1学級あたり11人から20人	340	37%
ウ. 1学級あたり21人から30人	485	53%
エ. 1学級あたり31人から40人	56	6%
オ. わからない	18	2%



### 【東第一小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 1学級あたり10人以下	2	2%
イ. 1学級あたり11人から20人	42	37%
ウ. 1学級あたり21人から30人	57	50%
エ. 1学級あたり31人から40人	11	10%
オ. わからない	1	1%



【東第二小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 1学級あたり10人以下	5	16%
イ. 1学級あたり11人から20人	18	58%
ウ. 1学級あたり21人から30人	7	23%
エ. 1学級あたり31人から40人	0	0%
オ. わからない	1	3%

【南小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 1学級あたり10人以下	0	0%
イ. 1学級あたり11人から20人	22	26%
ウ. 1学級あたり21人から30人	58	68%
エ. 1学級あたり31人から40人	2	2%
オ. わからない	3	4%

【西小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 1学級あたり10人以下	3	3%
イ. 1学級あたり11人から20人	31	31%
ウ. 1学級あたり21人から30人	56	57%
エ. 1学級あたり31人から40人	5	5%
オ. わからない	4	4%

【北小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 1学級あたり10人以下	0	0%
イ. 1学級あたり11人から20人	42	63%
ウ. 1学級あたり21人から30人	23	34%
エ. 1学級あたり31人から40人	1	1%
オ. わからない	1	1%

【西が丘小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 1学級あたり10人以下	3	7%
イ. 1学級あたり11人から20人	28	65%
ウ. 1学級あたり21人から30人	9	21%
エ. 1学級あたり31人から40人	2	5%
オ. わからない	1	2%

【吉見中学校】

選択内容	人数	割合
ア. 1学級あたり10人以下	3	1%
イ. 1学級あたり11人から20人	91	32%
ウ. 1学級あたり21人から30人	162	58%
エ. 1学級あたり31人から40人	19	7%
オ. わからない	6	2%

【よしみ幼稚園】

選択内容	人数	割合
ア. 1学級あたり10人以下	2	3%
イ. 1学級あたり11人から20人	31	39%
ウ. 1学級あたり21人から30人	40	51%
エ. 1学級あたり31人から40人	6	8%
オ. わからない	0	0%

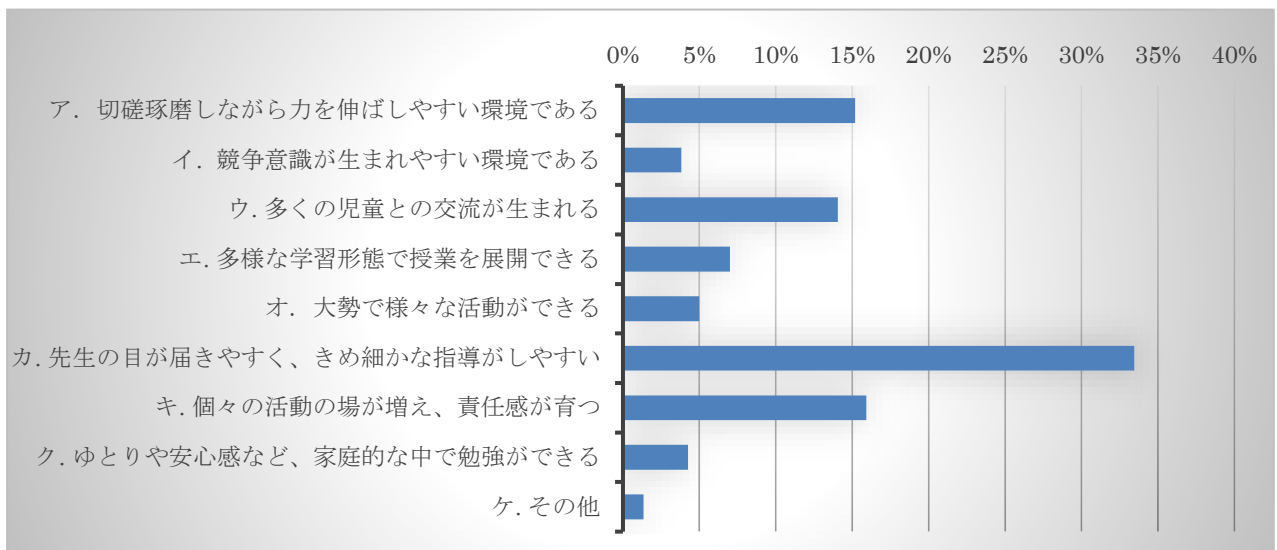
【よしみけやき保育所】

選択内容	人数	割合
ア. 1学級あたり10人以下	2	2%
イ. 1学級あたり11人から20人	35	29%
ウ. 1学級あたり21人から30人	73	60%
エ. 1学級あたり31人から40人	10	8%
オ. わからない	1	1%

(2)(1)の回答を選んだ理由について、次のア～ケの中から2つまで選んでください。

【全体合計】

選択内容	人数	割合
ア. 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	271	15%
イ. 競争意識が生まれやすい環境である	68	4%
ウ. 多くの児童との交流が生まれる	251	14%
エ. 多様な学習形態で授業を展開できる	124	7%
オ. 大勢で様々な活動ができる	90	5%
カ. 先生の目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすい	597	33%
キ. 個々の活動の場が増え、責任感が育つ	284	16%
ク. ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	76	4%
ケ. その他	24	1%



【東第一小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	30	14%
イ. 競争意識が生まれやすい環境である	7	3%
ウ. 多くの児童との交流が生まれる	22	10%
エ. 多様な学習形態で授業を展開できる	26	12%
オ. 大勢で様々な活動ができる	6	3%
カ. 先生が目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすい	77	36%
キ. 個々の活動の場が増え、責任感が育つ	35	16%
ク. ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	8	4%
ケ. その他	3	1%

【東第二小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	8	13%
イ. 競争意識が生まれやすい環境である	3	5%
ウ. 多くの児童との交流が生まれる	6	10%
エ. 多様な学習形態で授業を展開できる	4	6%
オ. 大勢で様々な活動ができる	0	0%
カ. 先生が目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすい	22	35%
キ. 個々の活動の場が増え、責任感が育つ	12	19%
ク. ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	7	11%
ケ. その他	0	0%

【南小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	32	19%
イ. 競争意識が生まれやすい環境である	7	4%
ウ. 多くの児童との交流が生まれる	27	16%
エ. 多様な学習形態で授業を展開できる	8	5%
オ. 大勢で様々な活動ができる	12	7%
カ. 先生が目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすい	52	31%
キ. 個々の活動の場が増え、責任感が育つ	23	14%
ク. ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	6	4%
ケ. その他	2	1%

【西小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	25	13%
イ. 競争意識が生まれやすい環境である	9	5%
ウ. 多くの児童との交流が生まれる	23	12%
エ. 多様な学習形態で授業を展開できる	9	5%
オ. 大勢で様々な活動ができる	10	5%
カ. 先生が目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすい	71	38%
キ. 個々の活動の場が増え、責任感が育つ	30	16%
ク. ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	7	4%
ケ. その他	4	2%

【北小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	17	13%
イ. 競争意識が生まれやすい環境である	2	2%
ウ. 多くの児童との交流が生まれる	16	12%
エ. 多様な学習形態で授業を展開できる	11	8%
オ. 大勢で様々な活動ができる	5	4%
カ. 先生が目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすい	49	37%
キ. 個々の活動の場が増え、責任感が育つ	27	21%
ク. ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	3	2%
ケ. その他	1	1%

【西が丘小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	11	13%
イ. 競争意識が生まれやすい環境である	1	1%
ウ. 多くの児童との交流が生まれる	13	15%
エ. 多様な学習形態で授業を展開できる	2	2%
オ. 大勢で様々な活動ができる	4	5%
カ. 先生が目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすい	32	37%
キ. 個々の活動の場が増え、責任感が育つ	16	18%
ク. ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	8	9%
ケ. その他	0	0%

【吉見中学校】

選択内容	人数	割合
ア. 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	78	14%
イ. 競争意識が生まれやすい環境である	24	4%
ウ. 多くの児童との交流が生まれる	65	12%
エ. 多様な学習形態で授業を展開できる	37	7%
オ. 大勢で様々な活動ができる	31	6%
カ. 先生が目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすい	181	33%
キ. 個々の活動の場が増え、責任感が育つ	90	17%
ク. ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	27	5%
ケ. その他	11	2%

【よしみ幼稚園】

選択内容	人数	割合
ア. 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	31	20%
イ. 競争意識が生まれやすい環境である	5	3%
ウ. 多くの児童との交流が生まれる	22	14%
エ. 多様な学習形態で授業を展開できる	10	7%
オ. 大勢で様々な活動ができる	4	3%
カ. 先生が目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすい	52	34%
キ. 個々の活動の場が増え、責任感が育つ	25	16%
ク. ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	4	3%
ケ. その他	0	0%

【よしみけやき保育所】

選択内容	人数	割合
ア. 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい環境である	39	16%
イ. 競争意識が生まれやすい環境である	10	4%
ウ. 多くの児童との交流が生まれる	57	24%
エ. 多様な学習形態で授業を展開できる	17	7%
オ. 大勢で様々な活動ができる	18	8%
カ. 先生が目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすい	61	26%
キ. 個々の活動の場が増え、責任感が育つ	26	11%
ク. ゆとりや安心感など、家庭的な中で勉強ができる	6	3%
ケ. その他	3	1%

### 3 小学校の学級数（学校規模）について

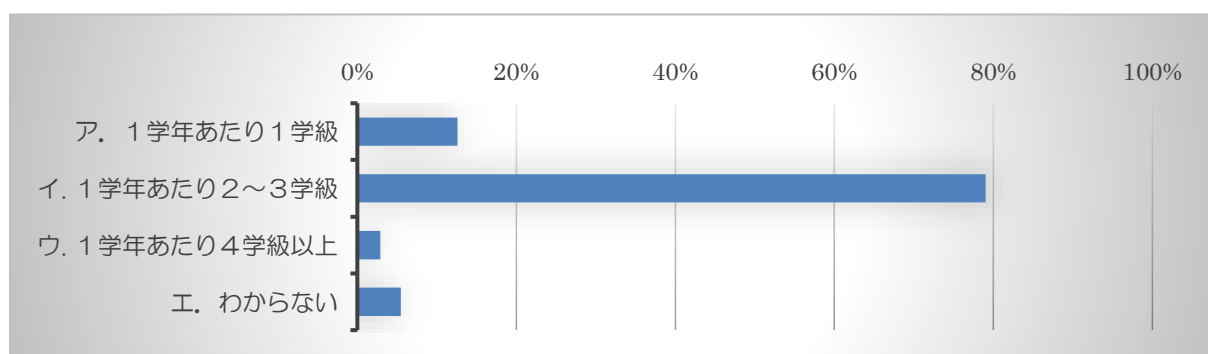
(1) 小学校の学級数は、法令※で1学年あたり2～3学級（1学校あたり12～18学級）を標準としていますが、吉見町の子どもたちのより良い教育のためには、小学校の学級数は、どのくらいが望ましいと思いますか。

次のア～エの中から1つ選び、○で囲んでください。

※学校教育法施行規則

#### 【全体合計】

選択内容	人数	割合
ア. 1学年あたり1学級	117	13%
イ. 1学年あたり2～3学級	735	79%
ウ. 1学年あたり4学級以上	27	3%
エ. わからない	51	5%



**【東第一小学校】**

選択内容	人数	割合
ア. 1学年あたり1学級	10	9%
イ. 1学年あたり2～3学級	95	83%
ウ. 1学年あたり4学級以上	3	3%
エ. わからない	6	5%

**【東第二小学校】**

選択内容	人数	割合
ア. 1学年あたり1学級	12	39%
イ. 1学年あたり2～3学級	16	52%
ウ. 1学年あたり4学級以上	0	0%
エ. わからない	3	10%

**【南小学校】**

選択内容	人数	割合
ア. 1学年あたり1学級	12	14%
イ. 1学年あたり2～3学級	69	80%
ウ. 1学年あたり4学級以上	0	0%
エ. わからない	5	6%

**【西小学校】**

選択内容	人数	割合
ア. 1学年あたり1学級	4	4%
イ. 1学年あたり2～3学級	87	88%
ウ. 1学年あたり4学級以上	2	2%
エ. わからない	6	6%

**【北小学校】**

選択内容	人数	割合
ア. 1学年あたり1学級	24	35%
イ. 1学年あたり2～3学級	41	59%
ウ. 1学年あたり4学級以上	0	0%
エ. わからない	4	6%



【西が丘小学校】

選択内容	人数	割合
ア. 1学年あたり1学級	7	16%
イ. 1学年あたり2～3学級	35	80%
ウ. 1学年あたり4学級以上	0	0%
エ. わからない	2	5%

【吉見中学校】

選択内容	人数	割合
ア. 1学年あたり1学級	32	11%
イ. 1学年あたり2～3学級	220	77%
ウ. 1学年あたり4学級以上	16	6%
エ. わからない	19	7%

【よしみ幼稚園】

選択内容	人数	割合
ア. 1学年あたり1学級	7	9%
イ. 1学年あたり2～3学級	69	87%
ウ. 1学年あたり4学級以上	3	4%
エ. わからない	0	0%

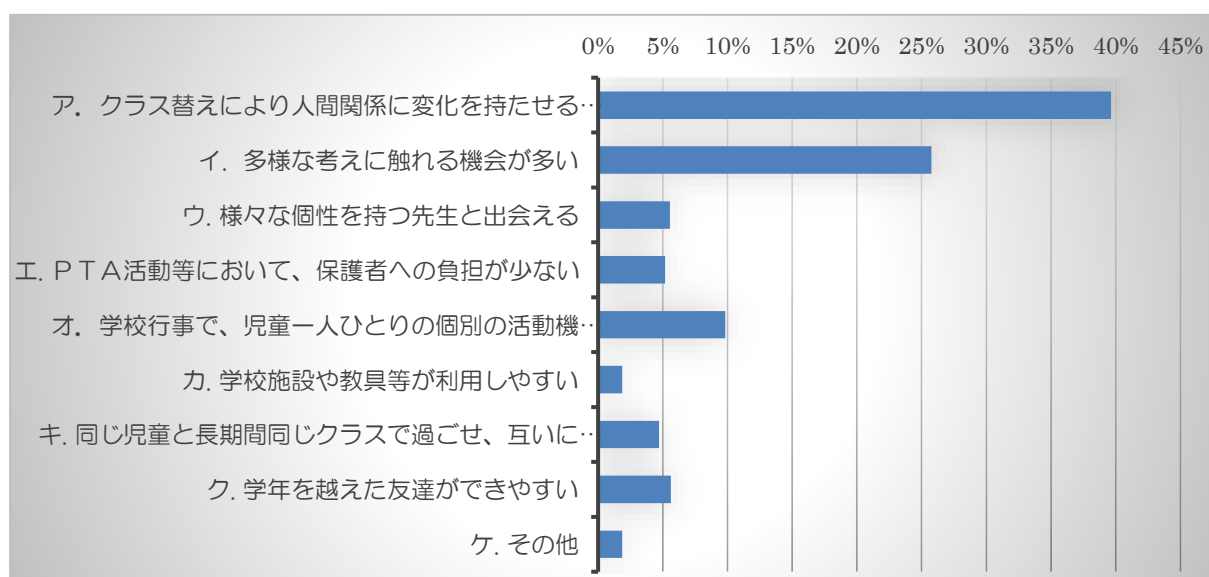
【よしみけやき保育所】

選択内容	人数	割合
ア. 1学年あたり1学級	9	7%
イ. 1学年あたり2～3学級	103	85%
ウ. 1学年あたり4学級以上	3	2%
エ. わからない	6	5%

(2)(1)の回答を選んだ理由について、次のア～ケの中から2つまで選んでください。

【全体合計】

選択内容	人数	割合
ア. クラス替えにより人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる	657	40%
イ. 多様な考えに触れる機会が多い	427	26%
ウ. 様々な個性を持つ先生と出会える	92	6%
エ. PTA活動等において、保護者への負担が少ない	86	5%
オ. 学校行事で、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい	163	10%
カ. 学校施設や教具等が利用しやすい	31	2%
キ. 同じ児童と長期間同じクラスで過ごせ、互いに親密になれる	78	5%
ク. 学年を越えた友達ができやすい	93	6%
ケ. その他	31	2%



【東第一小学校】

選択内容	人数	割合
ア. クラス替えにより人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる	85	41%
イ. 多様な考えに触れる機会が多い	47	23%
ウ. 様々な個性を持つ先生と出会える	12	6%
エ. PTA活動等において、保護者への負担が少ない	6	3%
オ. 学校行事で、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい	27	13%
カ. 学校施設や教具等が利用しやすい	5	2%
キ. 同じ児童と長期間同じクラスで過ごせ、互いに親密になれる	7	3%
ク. 学年を越えた友達ができやすい	12	6%
ケ. その他	4	2%

【東第二小学校】

選択内容	人数	割合
ア. クラス替えにより人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる	13	22%
イ. 多様な考えに触れる機会が多い	12	21%
ウ. 様々な個性を持つ先生と出会える	0	0%
エ. PTA活動等において、保護者への負担が少ない	2	3%
オ. 学校行事で、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい	12	21%
カ. 学校施設や教具等が利用しやすい	4	7%
キ. 同じ児童と長期間同じクラスで過ごせ、互いに親密になれる	3	5%
ク. 学年を越えた友達ができやすい	11	19%
ケ. その他	1	2%

【南小学校】

選択内容	人数	割合
ア. クラス替えにより人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる	64	42%
イ. 多様な考えに触れる機会が多い	45	30%
ウ. 様々な個性を持つ先生と出会える	7	5%
エ. PTA活動等において、保護者への負担が少ない	7	5%
オ. 学校行事で、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい	8	5%
カ. 学校施設や教具等が利用しやすい	1	1%
キ. 同じ児童と長期間同じクラスで過ごせ、互いに親密になれる	9	6%
ク. 学年を越えた友達ができやすい	7	5%
ケ. その他	3	2%

【西小学校】

選択内容	人数	割合
ア. クラス替えにより人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる	76	46%
イ. 多様な考えに触れる機会が多い	40	24%
ウ. 様々な個性を持つ先生と出会える	7	4%
エ. PTA活動等において、保護者への負担が少ない	11	7%
オ. 学校行事で、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい	13	8%
カ. 学校施設や教具等が利用しやすい	2	1%
キ. 同じ児童と長期間同じクラスで過ごせ、互いに親密になれる	7	4%
ク. 学年を越えた友達ができやすい	10	6%
ケ. その他	1	1%

【北小学校】

選択内容	人数	割合
ア. クラス替えにより人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる	36	29%
イ. 多様な考えに触れる機会が多い	27	22%
ウ. 様々な個性を持つ先生と出会える	4	3%
エ. PTA活動等において、保護者への負担が少ない	7	6%
オ. 学校行事で、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい	20	16%
カ. 学校施設や教具等が利用しやすい	2	2%
キ. 同じ児童と長期間同じクラスで過ごせ、互いに親密になれる	16	13%
ク. 学年を越えた友達ができやすい	10	8%
ケ. その他	2	2%

【西が丘小学校】

選択内容	人数	割合
ア. クラス替えにより人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる	31	38%
イ. 多様な考えに触れる機会が多い	16	20%
ウ. 様々な個性を持つ先生と出会える	3	4%
エ. PTA活動等において、保護者への負担が少ない	15	18%
オ. 学校行事で、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい	9	11%
カ. 学校施設や教具等が利用しやすい	1	1%
キ. 同じ児童と長期間同じクラスで過ごせ、互いに親密になれる	2	2%
ク. 学年を越えた友達ができやすい	4	5%
ケ. その他	1	1%

【吉見中学校】

選択内容	人数	割合
ア. クラス替えにより人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる	205	40%
イ. 多様な考えに触れる機会が多い	127	25%
ウ. 様々な個性を持つ先生と出会える	37	7%
エ. PTA活動等において、保護者への負担が少ない	18	4%
オ. 学校行事で、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい	53	10%
カ. 学校施設や教具等が利用しやすい	11	2%
キ. 同じ児童と長期間同じクラスで過ごせ、互いに親密になれる	23	5%
ク. 学年を越えた友達ができやすい	27	5%
ケ. その他	10	2%

【よしみ幼稚園】

選択内容	人数	割合
ア. クラス替えにより人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる	57	39%
イ. 多様な考えに触れる機会が多い	43	30%
ウ. 様々な個性を持つ先生と出会える	8	6%
エ. PTA活動等において、保護者への負担が少ない	9	6%
オ. 学校行事で、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい	12	8%
カ. 学校施設や教具等が利用しやすい	2	1%
キ. 同じ児童と長期間同じクラスで過ごせ、互いに親密になれる	4	3%
ク. 学年を越えた友達ができやすい	7	5%
ケ. その他	3	2%

【よしみけやき保育所】

選択内容	人数	割合
ア. クラス替えにより人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる	90	42%
イ. 多様な考えに触れる機会が多い	70	33%
ウ. 様々な個性を持つ先生と出会える	14	7%
エ. PTA活動等において、保護者への負担が少ない	11	5%
オ. 学校行事で、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい	9	4%
カ. 学校施設や教具等が利用しやすい	3	1%
キ. 同じ児童と長期間同じクラスで過ごせ、互いに親密になれる	7	3%
ク. 学年を越えた友達ができやすい	5	2%
ケ. その他	6	3%

4 吉見町では、将来を担う子どもたちにとって望ましい教育環境を整備するため、学校のあり方に関して調査研究をしています。皆様のご意見があればお聞かせください。

(意見の主な内容)

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 教員の指導（力）について     | <input type="checkbox"/> 情報教育に関する環境について |
| <input type="checkbox"/> 学校の統廃合に関することについて | <input type="checkbox"/> 学習面（授業）について    |
| <input type="checkbox"/> 友人関係などの人間関係について  | <input type="checkbox"/> 通学（路）について      |
| <input type="checkbox"/> 学校施設・設備の環境整備について | <input type="checkbox"/> 部活動について        |
| <input type="checkbox"/> 学童保育について         | <input type="checkbox"/> OPTA 活動について    |
| <input type="checkbox"/> いじめの問題について       | <input type="checkbox"/> まちづくりについて      |
| <input type="checkbox"/> その他              |   |

## 第4節 学校の適正規模への提言

### 1 今後の検討の視点と提言について

全国的な少子化の波のなかで、本町でも児童・生徒数が減少し、学校規模は縮小化へ向かっている状況です。また、学校施設は校舎・体育館などいずれも建築から相当の年数が経過しており、老朽化への対応が必要となっています。そのような状況のなか、町立小中学校のより良い将来像をいかに考えるべきか、本協議会では、吉見町教育委員会における今後の検討の視点を以下のように提言としてまとめました。

#### [ 提言1 学校規模・学級編制 ]

国の基準にあるように、小学校はクラス替えができ、同学年の教員同士で学習指導等についての相談、研究、協力などができる各学年2学級以上、中学校ではクラス替えができ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数の教員を配置できる各学年3学級以上を確保することが望ましい。また、1学級の人数は、吉見町の実態を考慮し、より良い教育環境を構築する視点から、30人以下とすることが望ましい。

本協議会では、国、県の示す学校の適正規模の標準を根拠としつつ、文部科学省策定による「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考にし、検討を重ねました。各委員から望ましい学校規模は、子どもたちの立場に立ち、子どもたちにとってより良い方向となるよう検討することが重要であるとの考えが示されました。保護者アンケートでは、1学級あたりの人数は21人～30人が、1学年あたりの学級数は2～3学級が、それぞれ最も多かった。これらの意見から、学校が小規模化すること、すなわち「学年が単学級であることは望ましい状況ではない」という意見に集約されるものと考えられることから、目指すべき将来像を提言しました。

#### [ 提言2 望ましい学校規模の確保と将来の学校配置の方向性 ]

本町においては、将来的に望ましい学校規模を確保する方策として、特に小学校の学校規模については、小学校同士の統合、あるいは小学校と中学校を再編しての小中一貫教育を実施することなどを検討する必要がある。同時に、児童数の減少が著しい小学校においては、将来の学校配置について、できるだけ早い時期から検討を開始することが望ましい。



望ましい学校規模を確保するための方策として、一般的には「通学区域の見直し」、「学校の統合」といった手法が考えられるが、本町では全ての学校で児童生徒数が減少しており、「通学区域の見直し」は検討の対象外であるため、「学校の統合再編」について検討する必要性や、早期の検討開始について提言しました。

### [ 提言3 老朽化した学校施設への対応 ]

学校施設は、安全・安心を最優先に子どもの学習環境、生活環境に十分配慮し、快適性、機能性、効率性等の観点から整備・充実していくことが望ましい。長期的には、将来の本町における適正な学校規模や学校配置などを検討し、財源確保や学校の統合再編、地域のコミュニティ活動や防災対策の拠点なども含め、計画的な整備、利用計画を作成することが望ましい。また、短期的には、現在の老朽化した施設について、特に安全性、快適性の観点から整備をすることが望ましい。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、地域のコミュニティ活動や防災対策の拠点などの重要な機能を持つことから、各委員から安全・安心で快適な環境を確保することが望ましいとの考えが示されました。保護者アンケートにおいても、「老朽化した学校施設・設備の整備について」や「学校の統廃合について」、「学校施設の整備と併せて学童保育等の整備も進めてほしい」など、様々な意見が寄せられました。このようなことから、学校の統合再編なども含め、長期的な視点に立った計画的な整備、利用計画を作成していただくように提言するとともに、短期的には老朽化した学校施設の改善も併せて提言しました。

おわりに

本協議会は、子どもたちの数が減少している本町の現状と将来展望を踏まえ、次代を担う子どもたちが、より良い学校環境の中で教育を受けられることを主眼に置き、これまで積み上げられてきた本町教育の取組を大切にしながら、小中学校の適正規模及び適正配置について、多角的かつ客観的な視点から慎重に論議を重ねてきました。

学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としており、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力、判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる役割も担っています。同時に、学校は地域社会の将来を担う人材を育てるとともに、地域コミュニティの核として、防災の拠点（避難所）、地域交流の場など、様々な機能を併せ持っています。

したがって、学校の規模や配置の適正化を進めるにあたっては、児童生徒の保護者や就学前の子どもたちの保護者の声を重視しつつ、学校を支えている地域住民の理解や協力を求めるなど、「地域と共にある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な論議が大切だと考えます。

また、子どもたちの学習・生活の場である学校は、教育の機会均等や教育水準の確保の観点から、一定の学校規模を確保することが重要であり、特に複式学級を有する学校では、教育上の課題が多く存在するため、早期に学校規模や配置の適正化を進める必要があります。本報告書は、児童数の減少にもかかわらず、標準規模未満の六つの小学校（小規模校5、過小規模校1）を有する本町の実情に鑑み、より適正な学校規模を目指すべく提言を示すとともに、それを実現するための適正配置の基本的な考え方や考慮すべき事項を整理しています。

今後も本町教育のより一層の充実を願うとともに、「学びと絆を深める人づくり」を基本理念とした「個性を伸ばし生きる力を育む吉見の教育」の実現に向け、本報告書の作成を契機として、学校・家庭・地域・行政が一体となって、学校の規模及び配置の適正化に取り組まれることを期待します。

令和3年3月

吉見町立学校あり方研究協議会

## 吉見町立学校あり方研究協議会 会議経過

	開催日	場所	議題等
第1回	令和元年7月23日	吉見町民会館	<b>議 題</b> (1) 会議録の記録方法及びその他会議に関することについて (2) 吉見町立学校あり方研究協議会について (3) 吉見町立小中学校の状況について (4) 学校規模・学級編制について (5) 研究協議会の進め方と今後のスケジュール(案)について (6) その他
第2回	令和元年11月20日 (地域部会)	吉見町役場	<b>議 題</b> (1) 前回会議録の承認 (2) 町立小中学校の現状と課題について (3) 他市町村の事例について (4) その他
	令和元年11月21日 (保護者部会)	吉見町役場	<b>議 題</b> (1) 前回会議録の承認 (2) 町立小中学校の現状と課題について (3) 他市町村の事例について (4) その他
第3回	令和2年1月22日 令和2年1月28日	西小学校  東第二小学校	<b>学校視察</b> 1 西小学校 2 東第二小学校
第4回	令和2年2月18日	町民体育館	<b>議 題</b> (1) 前回会議録の承認 (2) 学校見学について (3) アンケート調査について (4) その他
第5回	令和2年8月20日	吉見町民会館	<b>議 題</b> (1) 前回会議録の承認 (2) 保護者アンケート調査について (3) その他

第6回	令和2年11月18日	吉見町 役場	<b>議 題</b> (1) 前回会議録の承認 (2) 「吉見町立学校あり方研究協議会 調査研究報告書」 について (3) 先進地視察について (4) その他
中 止	令和2年12月25日	新潟県 湯沢町 湯沢学 園	<b>視察研修</b> (新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止)
第7回	令和3年3月26日	吉見町 民会館	<b>議 題</b> (1) 前回会議録の承認 (2) 「吉見町立学校あり方研究協議会 調査研究報告書 (案)」について (3) その他

## 吉見町立学校あり方研究協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本町の児童生徒数の推移を踏まえ、吉見町立学校（以下「学校」という。）の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から調査、研究を行うため、吉見町立学校あり方研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、研究を行う。

- (1) 学校の教育環境のあり方に関すること。
- (2) その他吉見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 学校の校長を代表する者
- (4) 保護者を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、前条各号の区分に従い、後任者を教育委員会が委嘱する。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 吉見町立学校あり方研究協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	役職名	氏名	選出根拠
1	元 公立小学校長	久保田 秀至	(1) 識見を有する者
2	元 公立中学校長	長嶋 和義	(1) 識見を有する者
3	前 吉見町教育委員会委員	坂本 朱美	(1) 識見を有する者
4	区長会 東地区 (東一小)	新井 征夫	(2) 地域住民を代表する者
5	区長会 東地区 (東二小)	野口 正太郎	(2) 地域住民を代表する者
6	区長会 南地区 (南小)	近並 重雄	(2) 地域住民を代表する者
7	区長会 西地区 (西小)	上村 理子	(2) 地域住民を代表する者
8	区長会 西地区 (西が丘)	石井 実	(2) 地域住民を代表する者
9	区長会 北地区 (北小)	矢場 光夫	(2) 地域住民を代表する者
10	校長会 (中学校長)	沼野 友宏	(3) 学校の校長を代表する者
11	校長会 (小学校長)	塚本 久美子	(3) 学校の校長を代表する者
12	東第一小学校PTA代表	齋藤 ディエゴ カズミ	(4) 保護者を代表する者
13	東第二小学校PTA代表	小林 博通	(4) 保護者を代表する者
14	南小学校PTA代表	伊田 道裕	(4) 保護者を代表する者
15	西小学校PTA代表	山崎 裕子	(4) 保護者を代表する者
16	北小学校PTA代表	嶋崎 高志	(4) 保護者を代表する者
17	西が丘小学校PTA代表	和気 崇	(4) 保護者を代表する者
18	吉見中学校PTA代表	森尾 英之	(4) 保護者を代表する者
19	よしみ幼稚園保護者代表	菊池 美恵	(4) 保護者を代表する者
20	よしみけやき保育所保護者代表	田村 はるみ	(4) 保護者を代表する者

- 1号委員 : 識見を有する者
- 2号委員 : 地域住民を代表する者
- 3号委員 : 学校の校長を代表する者
- 4号委員 : 保護者を代表する者
- 5号委員 : 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

担当課 吉見町教育委員会教育総務課 (事務局)



吉見町立学校あり方研究協議会 調査研究報告書

令和3年3月

吉見町立学校あり方研究協議会

吉見町教育委員会教育総務課（事務局）

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷4-1-1番地

TEL：0493-54-7807

FAX：0493-53-1083

E-mail [y-9031@town.yoshimi.saitama.jp](mailto:y-9031@town.yoshimi.saitama.jp)



令和4年2月16日

吉見町教育委員会

教育長 大澤 幸正 様

吉見町立学校適正規模等検討委員会

委員長 久保田 秀至

吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について（答申）

吉見町立学校適正規模等検討委員会は、令和3年7月21日付け吉教発第171号で吉見町教育委員会から諮問を受け、学校の適正規模及び適正配置等について、検討を重ねてきました。

このたび、諮問に対する考え方をとりまとめましたので、吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別添のとおり答申します。



吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について（答申）

令和4年2月16日

吉見町立学校適正規模等検討委員会

## 1. 学校の適正規模・適正配置について

### (1) 学校の統合再編について

本検討委員会は、子どもたちにより良い教育環境や学習環境を提供するためには、小規模校の良さを認識しながらも、一定の規模が望ましいという考えに至りました。そこで、小学校について一定の規模を確保するために、適正規模・適正配置を検討することにいたしました。

適正配置の具体的な方法は、「通学区域の変更」と「学校の統合再編」の2つが考えられますが、本町の小学校全てが小規模校または過小規模校であり、隣接校との通学区域の変更では適正規模を確保できない現状にあります。こうしたことから、学校の統合再編について検討を行うことになり、保護者及び教職員の意見を尊重したうえで、国が示す小学校の適正学級数を念頭に、児童数の今後の推移予想、既存施設の状況、通学距離等を勘案し、適正配置等の視点から、次に示す内容といたします。

#### ◆答申1 小学校数

小学校6校を1校に統合再編する。

### (2) 学校の適正配置の具体的な統合再編策について

小学校6校を1校に統合再編した場合、統合後の小学校（以下「新設小学校」という。）の配置場所及び再編の時期等については、次に示す内容といたします。

#### ◆答申2 配置場所

新設小学校は、吉見中学校との位置関係を考慮しながら、町中央部とする。

#### ◆答申3 統合再編の時期

現在、全ての小学校が小規模校または過小規模校であり、将来的にも児童数が減少傾向にあるため、新設小学校については、できるだけ早期の開校を目標とする。

## 2 その他、学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっての配慮事項

### (1) 説明会開催等について

本検討委員会の答申後、（仮称）学校統合再編計画（案）を策定することが想定されるが、策定後は、保護者及び地域住民に説明会等を開催するとともに、情報提供に努めること。

### (2) 学校統合再編の準備について

今後、開校準備組織を設置し、新設小学校の開校に係る具体的な協議に入ることが想定されるが、その際は、子どもたちの学習環境を守り、改善することを第一の目的とするとともに、協議内容についても、保護者及び地域住民に丁寧な情報提供に努めること。

### (3) 学校統合再編時期にあたる児童及び保護者への配慮について

現在、全ての小学校が小規模校または過小規模校であることから、ICT機器を活用した授業や行事等で学校間交流などを実施し、教育活動が充実するよう努めているが、統合再編時期にあたる児童及び保護者に対しては、統合前から計画的・継続的に、さらなる交流学習や合同行事などを実施し、可能な限り、統合へ向けての不安の解消に努めること。

### (4) 通学に係る安全対策について

通学に係る安全対策については、最優先で確保されるべき問題であり、自宅と学校との間を安全に登下校できる環境整備を、スクールバス等も含め、検討すること。

### (5) 小中連携（小中一貫教育）について

吉見町において、これまでに進めてきた小中連携の取組をさらに進め、小中学校が一体となった組織体制の下、義務教育9年間を見通した教育の推進や、小学校と中学校が連携し、子どもたちへの様々な働きかけを通して、学びと育ちの連続性を重視した教育の実践を推進する小中一貫教育制度を検討すること。

## (6) 学級編制について

1学級の児童数が30人を超える場合については、少人数学級のメリットを活かした学校運営に配慮すること。

## (7) 新設小学校について

新設小学校の配置場所として答申した町中央部は、町内河川の浸水想定区域となっていることから、新設にあたっては、浸水を考慮した施設とすること。

## (8) 学校跡地利用について

学校統合再編後の跡地利用については、今後のまちづくりの観点からも非常に重要なことから、地域住民の意見を考慮し、慎重な検討を進めること。

### ※添付資料

諮問書

吉見町立学校適正規模等検討委員会開催経過

吉見町立学校適正規模等検討委員会名簿

吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱



◎吉見町立学校適正規模等検討委員会開催経過

年月日	件名	摘要
R3. 5. 1	検討委員会設置要綱施行	吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱を施行。委員は、識見者・地域住民代表・校長・保護者代表とし、14人以内で構成される。
R3. 7.21	第1回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・委員長・副委員長の選出</li> <li>・諮問書の提出</li> <li>・審議</li> </ul>
R3. 8.20	第2回 検討委員会 (先進地視察)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会委員による先進地視察 視察先：滑川町立月の輪小学校（滑川町）</li> <li>・審議</li> </ul>
R3. 9.28	第3回 検討委員会 (町立小学校視察)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会委員による町立小学校視察</li> <li>・視察先：東第一小学校・東第二小学校</li> <li>・審議</li> </ul>
R3.10.25	第4回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議</li> </ul> 学校の適正規模・適正配置の検討について 2班に分かれ意見交換
R3.11.24	第5回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議</li> </ul> 学校の適正規模・適正配置の検討について 2班に分かれ意見交換
R3.12.22	第6回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議</li> </ul> 学校の適正規模・適正配置の検討について
R4. 1.26	第7回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議</li> </ul> 学校の適正規模・適正配置等の答申（案） について
R4. 2.16.	第8回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議</li> </ul> 学校の適正規模・適正配置等の答申（案） について

◎保護者説明会

R3.12. 10、11、 12	保護者説明会	『吉見町立学校あり方研究協議会調査研究報告書』について、保護者説明会を3日間開催
------------------------	--------	--



◎吉見町立学校適正規模等検討委員会名簿

No.	氏名	役職名	選出要件	備考
1	久保田 秀至	元小学校長	識見を有する者	委員長
2	小池 幸	元小学校長	識見を有する者	副委員長
3	杉田 しのぶ	吉見町議会議員	識見を有する者	
4	樋口 肇	吉見町区長会 会長	地域住民を代表する者	
5	静 政之	吉見町区長会 副会長	地域住民を代表する者	
6	村田 浩	吉見町区長会 副会長	地域住民を代表する者	
7	新井 和利	吉見町区長会 副会長	地域住民を代表する者	
8	塩原 憲孝	吉見中学校長	学校の校長を代表する者	
9	内田 哲雄	南小学校長	学校の校長を代表する者	
10	鈴木 恭代	吉見町PTA連絡協議会 会長	保護者を代表する者	
11	金澤 美智子	吉見町PTA連絡協議会 副会長	保護者を代表する者	
12	木田 諭史	吉見町PTA連絡協議会 副会長	保護者を代表する者	
13	峯田 真奈美	よしみ幼稚園保護者代表	保護者を代表する者	
14	田村 はるみ	よしみけやき保育所 保護者会 副会長	保護者を代表する者	

## 吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 吉見町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒数の推移を鑑み、将来におけるより良い教育環境の整備と充実した学校教育の実現のため、学校の適正規模等について総合的な検討を行う吉見町立学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、吉見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、答申する。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員14人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 学校の校長を代表する者
- (4) 保護者を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、前条各号の区分に従い、後任者を教育委員会が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料の提供

を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。